

山形県建設工事低入札価格調査制度取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、建設工事の発注において、山形県建設工事等低入札価格調査制度実施要綱（以下「要綱」という。）に基づく調査基準価格を下回る価格による入札があった場合の対応について定めるものとする。

(落札決定の保留時における対応)

第2条 入札執行者は、要綱第3条の規定により落札決定を保留するときは、全ての入札参加者に対してその旨を通知し、開札を終了する。

- 2 入札執行者は、要綱第4条第1項の確認を数値基準調査表（様式第1号）により行うものとする。
- 3 入札執行者は、前項の確認の結果、失格基準に該当しない者のうちに最低価格入札者（総合評価落札方式による入札にあっては、最も評価値の高い者。）があるときは、調査基準価格を下回る価格の入札者のうち失格基準に該当しない全ての者に対し、次の事項を低入札価格調査（詳細調査）実施通知書（様式第2号）により通知するものとする。
 - (1) 低入札価格調査制度に基づく調査対象となること。
 - (2) 落札決定を受けるためには調査に応じなければならないこと。
 - (3) 履行能力調査票（様式第3号）を通知日から起算して5日以内に提出しなければならないこと。
 - (4) 調査は当該建設工事を所管する課長（以下「所管課長」という。）が所管すること。
- 4 入札執行者は、開札終了後直ちに所管課長に調査基準価格を下回る価格の入札のあったことを報告し、入札状況を記載した書面及び調査基準価格を下回る価格で入札した入札者から提出された積算内訳書を提供する。

(詳細調査の内容)

第3条 所管課長は、調査基準価格を下回る価格で入札した入札者のうち要綱第5条及び要綱第7条第3項により調査を行うこととされた者（以下「対象者」という。）について、要綱第5条各号に該当するか否かを判断するため、次に掲げる事項について調査を行う。

- (1) 入札価格積算の根拠及び妥当性の適否
 - イ 履行能力調査票と仕様書の整合
 - ロ 入札時に提出された積算内訳書と履行能力調査票の整合
 - ハ 履行能力調査票の積算の適否
 - (イ) 違算の有無
 - (ロ) 低価格となる積算の根拠の妥当性
 - ニ 当該工事における入札価格での利益見通し
- (2) 施工体制及び資材等の調達等の適否
 - イ 施工計画の適否
 - (イ) 配置技術者計画の適否

- (ロ) 労務者の調達計画の適否及び労務単価の妥当性
- (ハ) 下請業者の計画の適否
- ロ 資材の調達計画の適否
- ハ 施工に必要な機器の調達計画
- (3) 当該入札者の経営状況等
 - イ 経営状況
 - ロ 信用状況
 - (イ) 建設業法違反及び指名停止措置の有無
 - (ロ) 賃金不払の状況
 - (ハ) 下請代金の支払遅延の状況
- (4) その他必要な事項

(低入札価格調査報告書の作成)

- 第4条** 所管課長は、要綱第5条の対象者に対しては履行能力調査票の提出後、要綱第7条第3項の対象者に対しては要綱第6条第2項の審議終了後、いずれもおおむね7日以内にヒアリングを実施する。ヒアリングの実施に際しては、あらかじめヒアリング実施通知書（様式第4号）により、日時、場所、必要書類等に対象者に通知するものとする。
- 2 所管課長は、対象者から提出された資料及び前項のヒアリングの結果をもとに低入札価格調査報告書（様式第5号）を作成する。この場合において、対象者が調査に応じないとき、対象者が十分な資料を提出しないとき又は対象者の資料提出が期限に遅れたときは、低入札価格調査報告書にこの旨を記載しなければならない。
- 3 所管課長は、調査途中で対象者が失格基準に該当することが明白になった場合、履行能力調査票の徴取及びヒアリング調査を省略することができる。

(数値基準調査による失格)

- 第5条** 要綱第4条第1項の失格基準については、対象者の積算内訳書において計上されている次の各号に掲げる経費の額のいずれかが、予定価格算出の基礎となった当該経費の額に当該各号に定める率を乗じて得た額に満たない場合は失格とする。
- (1) 直接工事費 85パーセント
 - (2) 共通仮設費相当額 85パーセント
 - (3) 現場管理費相当額 85パーセント
 - (4) 一般管理費等 60パーセント
- 2 契約担当者は、工事の性質上特に必要があると認めるときは、前項第1号に定める率に代えて、75パーセントから85パーセントの範囲内の適宜の率を用いることができる。

(詳細調査による失格)

- 第6条** 公正入札調査委員会は、要綱第6条第1項に基づいて付議されたものが次の各号のいずれかに該当するときは、対象者を落札者とししないものとする。
- (1) 対象者が調査に応じないとき又は調査資料を指定期日までに提出しないとき。
 - (2) 対象者に契約の意思がないことを確認したとき。
 - (3) 対象者が入札金額の範囲内で適正な施工が確保できることを証明できないとき。

(4) 当該工事の施工に必要な経費が入札金額を超えるとき。

(5) 対象者が次のいずれかに該当するとき。

イ 下請施工を予定している場合（1 業者につき下請代金の合計が100万円以上の場合に限る。）において、1 業者あたりの下請施工内容に相当する県積算価格に対する下請予定金額の比率が75パーセントを下回るものがあるとき。

ロ 開札日から過去 1 年以内において、要綱第12条に規定する契約締結における条件に違反したとき。

ハ 調査実施年度及びそれ以前の過去 2 年度に山形県が発注した工事において、調査基準価格に満たない価格をもって対象者と契約した工事について、成績評定点が70点未満のものがあるとき。

ニ その他明らかに契約の履行が困難と見込まれるとき。

2 前項第 5 号のイについては、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）第 3 条第 1 項に規定する調達契約に該当する案件には適用しない。

（低入札価格調査制度対象工事の予定価格書）

第 7 条 低入札価格調査制度対象工事における予定価格書の様式は別記様式第 6 号による。

（落札決定の通知）

第 8 条 要綱第 7 条第 4 項の落札決定通知は別記様式第 7 号により行うものとする。

（調査結果の公表）

第 9 条 山形県入札・契約に係る情報の公表に関する実施要領（平成16年 4 月 1 日付け建企第28号、出総第23号）における低入札価格調査制度で最低価格者を落札者とせず、次順位者を落札者とした場合における当該理由及び調査概要の公表は別記様式第 8 号により行うものとする。

（調査結果の報告）

第10条 要綱第16条に基づく報告は、要綱第 4 条第 1 項の確認を行った場合は、数値基準調査表（様式第 1 号）を送付することにより行うものとする。また、要綱第 6 条第 2 項の審議を行った場合は、数値基準調査表（様式第 1 号）、履行能力調査票（様式第 3 号）、低入札価格調査報告書（様式第 5 号）、様式第 8 号を送付することにより行うものとする。

（契約締結における条件）

第11条 要綱第12条に基づいて契約条件を付す場合は、低入札価格調査対象工事における特約条項（様式第 9 号）によること。

（下請内容変更の承認）

第12条 要綱第12条第 2 号のイに基づく発注者への承認申請は、別記様式第 9 号の 2 により行うものとする。

(工事完成後における確認調査)

第13条 要綱第10条第1項に基づく調査は、履行確認調査票（様式第10号）により行うものとする。

- 2 所管課長は、調査基準価格を下回る価格で契約した工事が完了する概ね2週間前までに履行確認調査票の提出について（様式第11号）により履行確認調査票の提出期限を通知するものとする。この場合、提出期限は原則として当該工事の完成検査の日とすること。
- 3 履行確認調査票の提出があった場合は、所管課長は、当該工事の完成後概ね1か月以内にヒアリング調査を実施すること。ヒアリングの実施に際しては、あらかじめ低入札工事完成時確認調査の実施について（様式第12号）により、日時、場所、必要書類等を対象者に通知するものとする。
- 4 所管課長は、ヒアリング調査を実施した場合は、ヒアリング確認表（様式第13号）を作成すること。この場合において、対象者が調査に応じないとき、対象者が十分な資料を提出しないとき又は対象者の資料提出が期限に遅れたときは、ヒアリング確認表にこの旨を記載しなければならない。
- 5 要綱第10条第2項に定める報告は、低入札工事完成時確認調査報告書（様式第14号）に、履行確認調査票（様式第10号）及びヒアリング確認表（様式第13号）を添付して送付することにより行うものとする。

附 則

- 1 平成9年12月12日施行の山形県低入札価格調査制度取扱実施要領は廃止する。
- 2 この要領は、平成17年1月1日から施行する。
- 3 この要領施行の際すでに公告された入札については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領の一部改正は、平成20年6月30日以降に入札公告又は指名通知を行う案件から適用する。
- 2 改正後の第6条第1項第5号のハの規定は、平成20年6月29日までに入札公告又は指名通知を行った案件については適用しない。

附 則

この要領の一部改正は、平成21年6月1日以降に入札公告又は指名通知を行う案件から適用する。

附 則

この要領の一部改正は、平成23年5月1日以降に入札公告又は指名通知を行う案件から適用する。

附 則

この要領の一部改正は、平成25年4月1日以降に入札公告又は指名通知を行う案件から適用する。

附 則

この要領の一部改正は、令和2年7月1日以降に入札公告又は指名通知を行う案件から適用する。

附 則

この要領の一部改正は、令和4年7月1日以降に入札公告又は指名通知を行う案件から適用

する。

附 則

この要領の一部改正は、令和 6 年 7 月 1 日以降に入札公告又は指名通知を行う案件から適用する。